

佐賀県教育委員会訓令甲第2号

本 庁
教育事務所

教育委員会事務局専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（各課長等共通専決事項） 第5条 課長、室長及び教育事務所長は、次に掲げるもの（室長にあっては第8号に掲げるものを除く。）を専決することができる。 (1)～(4) 略 (5) 所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。 (6)～(8) 略 2 略	（各課長等共通専決事項） 第5条 課長、室長及び教育事務所長は、次に掲げるもの（室長にあっては第8号に掲げるものを除く。）を専決することができる。 (1)～(4) 略 (5) 所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、<u>子育て部分</u><u>休暇</u>、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。 (6)～(8) 略 2 略

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。